

# IC カード 関係

## ③ ポストペイ運賃事後割引サービス特約（京阪線・鋼索線）

2016. 4. 1 制定  
2019. 10. 1 改正  
2020. 3. 16 改正  
2020. 6. 1 改正  
2023. 4. 1 改正

### （目的）

第1条 この特約は、ICカード取扱規則第3条第5項の定めに基づき、ICカードのポストペイ機能を使用して当社を乗車された場合の運賃事後割引サービスについて必要な事項を定める。

### （用語の意義）

第2条 この特約における主な用語の意義および内容は次表のとおりとする。

用語	意義および内容
1 乗車記録	自動改札機により正常に出入場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。
2 利用月	月初日から月末日（1日は午前3時から翌朝午前3時までの間とする。）の1カ月間をいう。
3 ポストペイ普通運賃	IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車された都度発生する未払いの普通旅客運賃「ICカード取扱規則第15条第3項に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額」をいい、月末日終了時に行う割引計算の過程において区間内乗車や区間外乗車に分割、区分された普通旅客運賃を含む。
4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第6条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。

## IC カード関係

用語	意義および内容
5 利用回数割引	<p>同一普通旅客運賃区間の利用回数に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用回数割引運賃）を適用することをいう。なお、同一普通旅客運賃区間の利用回数を計算する場合は、期間や区間ごとに一時的に設定した普通旅客運賃の額ではなく、旅客営業規則第 43 条第 1 項第 1 号に定める大人片道普通旅客運賃の額「IC カード取扱規則第 15 条第 3 項に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用前の金額」を基準に集計する。</p> <p>〔割引額〕            1 回目から 10 回目まで 無割引            11 回目以上 当該区間の普通旅客運賃の 10% の額</p> <p>〔計算方法〕            1 回につき、上記の割引額を差し引いて計算する。</p> <p>〔端数処理〕            1 回の割引ごとに銭未満の端数を切捨て、同一普通旅客運賃区間ごとに集計し、それぞれに生じた円未満の端数を切捨てた額の合計とする。</p>
6 区間指定割引	<p>旅客から事前に登録があった区間内のポストペイ普通運賃の積算額が一定額（一定額とは、別表 1～4 に定める区間指定割引運賃をいい、一般大人・一般小児・学生大人・学生小児の 4 種類がある。適用される区間指定割引運賃の種類は、事前の登録の内容によって異なる。）以上になった場合に適用する割引をいう。区間指定割引運賃（学生大人）および区間指定割引運賃（学生小児）については、旅客営業規則第 27 条に規定する指定学校の学生・生徒・児童・幼児が通学区間（旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅相互間）内を乗車する場合に限って適用するものとする。区間指定割引運賃は、特段の事由がない限り、月途中で変更することはない。</p>
7 区間指定登録	<p>区間指定割引の適用を受けるため、予め頻繁に利用する駅間を月単位で登録しておくことをいう。区間指定登録は、IC カード 1 枚につき 1 つ登録することができる。ただし、ポストペイ機能がない IC カードは登録することができない。</p>
8 区間指定登録 （一般大人）	<p>旅客営業規則第 40 条第 1 項に規定する大人旅客を対象にした区間指定登録。旅客が希望する任意の区間を登録することができる。</p>
9 区間指定登録 （一般小児）	<p>旅客営業規則第 40 条第 1 項に規定する小児旅客を対象にした区間指定登録。旅客が希望する任意の区間を登録することができる。</p>
10 区間指定登録 （学生大人）	<p>旅客営業規則第 40 条第 1 項に規定する大人旅客であって、旅客営業規則第 27 条に規定する条件（通学定期券の発売条件）を満たしている場合に限り登録できる区間指定登録。登録できる区間は旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅相互間に限る。</p>
11 区間指定登録 （学生小児）	<p>旅客営業規則第 40 条第 1 項に規定する小児旅客であって、旅客営業規則第 27 条に規定する条件（通学定期券の発売条件）を満たしている場合に限り登録できる区間指定登録。登録できる区間は旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅相互間に限る。</p>

## IC カード 関係

---

- 2 鋼索線では区間指定割引、区間指定登録を除く。
- 3 その他の用語については、IC カード取扱規則および旅客営業規則等の定めによる。

### (運賃の支払義務)

**第3条** 旅客が IC カードのポストペイ機能で乗車された場合、個別の運送契約が終了した都度、乗車区間の普通旅客運賃を支払う義務を負うことになる。

### (ポストペイ割引後運賃の立替払いおよび決済)

**第4条** 旅客は、IC カードのポストペイ機能で乗車した場合、当該 IC カードの発行者が当社にポストペイ割引後運賃を立替払いすることを予め異議なく承諾するものとする。当該ポストペイ割引後運賃は、当該 IC カードの発行者が定める方法で決済される。

### (ポストペイ普通運賃の割引)

**第5条** 当社は、利用月に生じたポストペイ普通運賃を一旦すべて合計したうえで、毎月月末日の終了時に、第6条に定める割引計算を行い、利用月毎にポストペイ割引後運賃を確定する。

- 2 前項の計算は、同一人の利用であっても、IC カードごとに別々に行う。ただし、IC カード取扱規則第13条の規定に基づき IC カードを再発行した場合は、この限りではない。

### (ポストペイ割引後運賃の計算手順)

**第6条** ポストペイ運賃の割引計算手順は、次の各項に定めるとおりに行う。

- 2 ポストペイ割引後運賃は、利用回数割引を自動的に適用して計算した額（以下「基本運賃」という。）とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、旅客から区間指定登録の申込みがあり、かつ、当該区間指定登録が月末日終了時点で有効である場合に限り、次の各号の割引計算を行う。
  - (1) 利用月の個々の乗車記録を区間内乗車と区間外乗車とに分割し区分する。分割、区分の方法については第7条に定める。
  - (2) 区間内乗車に区分されたポストペイ普通運賃の合計額を、旅客が登録した区間指定登録の種類（一般大人、一般小児、学生大人、学生小児）

## ICカード関係

---

に応じて別表1～4に定める区間指定割引運賃の額に割引く。ただし、区間内乗車に区分されたポストペイ普通運賃の合計額が、当該区間指定割引運賃の額に達していない場合は、区間指定割引運賃の額と同額の利用があったものとして計算する。

- (3) 区間外乗車に区分されたポストペイ普通運賃の合計額は、利用回数割引を自動的に適用して計算する。
- (4) 第2号と第3号で計算した額を合算した額をポストペイ割引後運賃とする。ただし、本条第2項で計算した基本運賃のほうが低額となる場合は、本条第2項で計算した額をポストペイ割引後運賃とする。

### (乗車記録を区間内乗車と区間外乗車とに分割、区分する方法)

**第7条** 個々の乗車記録を区間内乗車と区間外乗車とに分割、区分する方法は次の各号のとおり。

- (1) 区間指定登録内の駅間で乗降された乗車記録は、区間内乗車とする。
- (2) 区間指定登録外の駅から乗車し、区間指定登録内の駅で降車した乗車記録は、区間指定登録外と区間指定登録内の境界となる駅（以下「第1境界駅」という。）で普通旅客運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第1境界駅までを区間外乗車とし、第1境界駅から実際降車駅までを区間内乗車とする。ただし、乗継割引が適用された場合であって、実際乗車駅から実際降車駅までの乗継割引適用後の金額が、実際乗車駅から第1境界駅までの普通旅客運賃と比べて低額なときは、実際乗車駅から実際降車駅までを区間外乗車とする。
- (3) 区間指定登録内の駅から乗車し、区間指定登録外の駅で降車した乗車記録は、区間指定登録内と区間指定登録外の境界となる駅（以下「第2境界駅」という。）で普通旅客運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第2境界駅までを区間内乗車とし、第2境界駅から実際降車駅までを区間外乗車とする。ただし、乗継割引が適用された場合であって、実際乗車駅から実際降車駅までの乗継割引適用後の金額が、第2境界駅から実際降車駅までの普通旅客運賃と比べて低額なときは、実際乗車駅から実際降車駅までを区間外乗車とする。
- (4) 区間指定登録外の駅から乗車し、区間指定登録外の駅で降車した乗車記録は、区間外乗車とする。ただし、区間指定登録された駅間を跨って乗降された乗車記録であって、第1境界駅および第2境界駅で普通旅客運賃の計算を打ち切って三分割した場合に、実際乗車駅から第1境界駅までの普通旅客運賃と第2境界駅から実際降車駅までの普通旅客運賃の合計額が分割前の実際乗車駅から実際降車駅までの普通旅客運賃（ただし、

## IC カード関係

---

分割前の実際乗車駅から実際降車駅までの普通旅客運賃に対して乗継割引が適用された場合にあっては、乗継割引適用後の金額)と比べて同額または低額なときは、第1境界駅から第2境界駅までを区間内乗車とし、実際乗車駅から第1境界駅までと第2境界駅から実際降車駅までのそれぞれを区間外乗車とする。

### (区間指定登録の申込受付方法)

- 第8条** 区間指定登録の申込みは、ICカードの記名人ご本人の申し出により、当社が別に定める駅にて当社所定の方法で受付ける。
- 2 区間指定登録は、区間指定登録(学生大人)および区間指定登録(学生小児)を除いて、当社が受付業務を委託した株式会社スルッとKANSAIが運営するインターネットのURLでも申込むことができる。

### (区間指定登録の申込期間)

- 第9条** 区間指定登録の申込みは、旅客が希望する月の前月1日から当月の15日までの間に受付ける。既に申込みのあった区間指定登録を変更する場合も同様の期間とする。

### (区間指定登録の有効期間)

- 第10条** 区間指定登録の有効期間は、登録資格に制限があるものを除いて無期限とする。
- 2 区間指定登録は旅客の希望により1カ月単位で行うこともできる。
- 3 区間指定登録(一般小児)については、最長でも12歳に達する日の属する年の翌年の3月(ただし、12歳に達する日が1月、2月、3月の場合にあっては、その年の3月)まで有効とする。
- 4 区間指定登録(学生大人)および区間指定登録(学生小児)については、最長でも区間指定登録が開始となった月の属する年の翌年の3月(ただし、区間指定登録が開始となった月が1月、2月、3月の場合にあっては、その年の3月)まで有効とする。

### (運賃事後割引サービスの制限または停止)

- 第11条** 当社は、次の各号の事項に該当する場合には、本特約に定めるサービスを制限または停止することがある。
- (1) 電子計算機の故障および電子計算機作動プログラムの異常が発生したとき

## ICカード関係

---

(2) 通信回線が不良になったとき

(3) 前各号のほか、本特約に定めるサービスを通常どおりに提供できないと当社が判断したとき

### (免責)

**第12条** 旅客は、当社が前条に定める制限または停止を実施した場合で、予定していた運賃事後割引を受けることができない場合が生じることおよび当社がその責めを負わないことを予め異議なく承諾する。

### (特約の変更)

**第13条** 当社は、この特約を予告なしに変更することがあり、この場合、この特約に定める各事項は変更後の特約の定めによる。ただし、ポストペイ割引後運賃の計算方法その他運送条件に関する事項について変更するときは、当社施設内において掲示する等の方法により旅客に対し公告したうえで行う。

## 附 則

### 〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。